# 前回の新財源確保策の検討時資料

(平成27年度第5回新財源確保有識者会議資料の抜粋)

(目次)																															
I	新財源確保策	(素案)	の概要	•		•	•			•	•	• •	•	 •	•	•	•	 •	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	 •	•	•	 ]
$\Pi$	新財源確保策	(素案)	の選定	•		•	•			•	•		•	 •	•	•	•	 •	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	 •	•	•	 2
Ш	新財源確保策	(素案)	の検討内容	(1)	主な	よ税	目 0	の評	価約	果				 	•	•	•	 •	•	 •	•	•		•	•	 •	•	 •	•	•	 3
IV		IJ		(2)	主な	よ税	目の	の試	算編	果	と記	果題		 	•	•	•	 •			•			•			•		•	•	 Ę

#### I 新財源確保策 (素案)の概要

#### 1 新財源所要額

752百万円 [平成28~33年度の年平均額 (参考) 最大:859百万円 H28年度・最少:623百万円 H31年度]

|中期財政見通しの平成28~33年度の財源不足額約9億/年から行財政改革アクションプラン等の収支改善効果額約1.5億円/年を控除した額

#### 2 導入税目案

「固定資産税超過課税」の導入

新税導入の背景は、町税の著しい減少であるが、現行の歳出水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、観光関係の支出とともに山岳地形等を要しているのは、観光関係の支出とともに山岳地形等を要しているでは、観光関係の支出とともに山岳地形等を要しているでは、観光関係の表出となるに山岳地形等を要しているのは、観光関係の表出となるに山岳地形等を

#### 3 税率及び概算課税額

超過税率	0. 28%	超過課税後の固定資産税の税率 1.68%=【目安】H27年度の固定資産税の税額の20%増
概算課税額	760百万円	土地・家屋・償却資産に1.68%課税した場合の概算課税額

#### 4 適用期間

6年間(平成28~33年度)

地方税法上「その財政上その他の必要があると認める場合には(=財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成する場合も理由として認められる)」とされており、今回の超過課税は、財政上の理由によりやむを得ず課税するものであるため、適時、再検証することで理解を得ていくもの。 (第6次総合計画前期基本計画の計画期間など)

#### 5 新財源確保の実施にあたり説明が必要な事項

① 大涌谷の火山活性化による減収は、新財源確保の取組みとは分けて対応する

今回の新財源確保の取組みは、中期的な財源不足の解消が目的であるため、大涌谷の火山活性化の影響による減収は、考慮しない。 なお、大涌谷に係る歳入の減収額や期間は見通せないため、9月からリニューアルしたふるさと納税の積極的なPRによる税外収入の更なる確保 や補助金や特別交付税などの財政支援を国・県に働きかけることで対応する。

### ② 行財政改革の取組みの実施

新財源所要額は、財源不足額9億円/年から行財政改革アクションプランの歳入歳出効果額等約1.5億円/年を控除して7.5億円としている。 このため、行財政改革アクションプラン等に位置付けられた歳入歳出見直しを前提としており、不断の歳入確保・歳出削減の取組みの必要性を改めて説明する必要がある。

③ 人件費については町の取組みを特に説明する必要がある

4月以降実施した財政状況説明会や町民アンケートにおいて、人件費削減の取組みへの意見を多数いただいたため、これまでの人件費削減の取組みとともに今後の削減の内容について、改めて説明していく。

#### Ⅱ 新財源確保策 (素案)の選定

#### 1 新財源確保策について

新財源確保策の選定にあたり、主な税目について地方税の一般的な考え方を踏まえた本町の適正について評価した結果とともに、実際の導入にあたっての試算額と課題をもとに検討した結果、新財源所要額約7.5億円/年を確保するために考えられる手法は、次の2案があげられる。

新財源確保案	導入手法	税率改正案※	財源確保額
単独税目案	固定資産税超過課税の導入	0. 28% (1. 68%)	760百万円
複数税目案	固定資産税超過課税の導入	0. 22% (1. 62%)	600百万円
後数忧日柔	日帰り入湯税の引上げ	100円 (50→150円)	156百万円

※ 税率改正案の税率は、改定分の税率、() は改定後の税率

#### 【参考】他の税目の主な不採用理由

税目	不採用の主な理由
町民税	・法人町民税法人税割の超過課税の場合、増収額が11百万円であり財源不足の補てんにならないため。 ・個人町民税は、観光関係の支出が多いなか、町民への過度の負担となる。また、県・横浜市のように目的税化する場合は、 制度設計に時間を要するうえ、増収規模も15百万円に留まるため。
	課税区域の設定に時間を要するとともに、現状の使途は、下水道繰出金のみであり入湯税と使途が重複するため実質的な財源不足解消は約1.8億円にとどまるため
法定外税	一定の増収額を確保するためには、別荘等所有税(熱海市)や宿泊税(東京都)が考えられるが、本町にこれらの制度を導入するには、入湯税や都市計画税などの他税目との関係整理や、会員制ホテル等の課税客体の問題など課題が多くあるため

## 2 新財源確保策の選定について

2つの新財源確保案について、本町が導入すべきと考える案とその理由は、次のとおりである。

採用案	理由
単独税目案	<ul><li>・財源不足の主な要因が町税の著しい減収であり、次年度予算への速やかな対応が必要であること、さらに補てん財源の安定性や規模等から総合的に検討した結果、単独税目案の方が、財源不足を解消しつつ導入時間等の問題も解決できる</li><li>・複数税目案は、固定資産税超過課税に加えて日帰り入湯税を標準税率に引き上げるものであるが、入湯税の引上げには、使途の問題から増税額が限定されるとともに、観光客への課税となるため観光立町のイメージ上の問題や大涌谷の火山活性化の状況を踏まえると予定する歳入を確保できない恐れがある。</li></ul>

#### 3 新財源確保にあたっての考え方

今回の新財源確保策は、財政上の理由により実施するため、新財源確保に向けて負担と使途の関係性を明確化しないものであるが、概ねの考え方は次のとおりである。

新財源確保の背景は、町税の著しい減少であるが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光 施策や観光施設など観光関係の支出と共に山岳地形等を要因とする出張所の地域ごとの配置や小中高校生への通学支援施策など住民向けの支出もあ り、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられるため、固定資産税の超過課税を採用する。

# Ⅲ 新財源確保策 (素案)の検討内容〔①主な税目の評価結果〕

#### 1 新財源確保手法の本町の評価

次の評価は、地方税の一般的な考え方を踏まえ本町の各税目における納税義務者の構成や税収規模、徴収事務量等を勘案して独自に評価したもの。

#### ●新財源確保策の評価結果

区 分	1) 個人町民税	2) 法人町民税	3) 固定資産税	4) 入湯税	5) 都市計画税	6) 法定外税
① 使途自由度	0	0	0	0	$\triangle$	<b>-</b> ※2
② 収入安定性	0	0	0	0	0	<b>-</b> ※3
③ 応益性	0	0	0	0	0	0
④ 徴税事務量	0	0	0	0	$\triangle$	$\triangle$
⑤ 導入時間	0	0	0	0	$\triangle$	$\triangle$
⑥ 増収規模	$\triangle$	$\triangle$	0	0	0	0

- ※1 町が各手法を相対的に行いました。評価結果の記号の意味は、次のとおり。【◎:適性が高い ○:ある程度適性がある △:適性が低い】
- ※2 法定外普通税であれば使途自由、目的税であれば使途制限あり。
- ※3 法定外税は、熱海市の別荘所有税のような資産が課税対象であれば安定性は高い一方、東京都の宿泊税のような観光客対象であれば、入湯税と同様に安定性は低くなると考えられます。

#### ●新財源確保策の評価内容

区分	分	評 価 内 容
		・ 本町の財政需要は社会保障、教育、衛生、消防、都市基盤整備など多岐の政策分野に及びます。このため使途の自由度は高いことが望まれます。
① 使途自	自由度	・ 普通税である1)個人町民税~3)固定資産税は、「使途の自由度が高い」と評価しました。
		・ 目的税である4)入湯税、5)都市計画税は、社会保障関係費(扶助費や繰出金等)への充当はできないこと。さらに都市計画税は都市計画事業に使途が限定され本町ではほぼ下水道事業が対象となることから、「使途の自由度が低い」と評価しました。
		・ 本町の財源不足は構造的かつ長期にわたると見込まれます。そのため、収入の安定性は高いことが望まれます。
		・ 地方税原則における「安定性の原則」は、一般的に安定したサービスを提供する地方自治体の収入として、景気変動に伴う税収の増減が少ない税目が望ましいことを意味します。
		・ その原則をもとに、本町の過去の税収動向、人口変動や社会経済情勢の変化、自然環境などを総合的に勘案し、次のように評価しました。
② 収入等	安定性	・3)固定資産税及び課税対象が類似する5)都市計画税は、評価替えによる減収があるものの年度間の大幅な増減はないことから、「収入安定性が高い」と評価しました。
(a) 4X/Y3	女足狂	・1)個人町民税は、一般的に収入安定性が高いと言われていますが、本町の場合、平均所得が低いなか過去に一部の高額所得者の町外転出により大きな減収があったことから、「ある程度の収入安定性がある」と評価としました。 また、2)法人町民税は、一般的に景気変動の影響を受けやすいため収入安定性が低いとされておりますが、本町の場合、寮・保養所が多く均等割と法人税割の割合が6:4と均等割の割合が大きいことから、「ある程度の収入安定性がある」と評価しました。
		・4)入湯税については、年間2,000万人の観光客が来町し一定の安定性はありますが、社会経済情勢の変動を受けやすいとともに、大涌谷火山·地震活動による減収が見込まれていることから、「ある程度の収入安定性がある」と評価しました。

# Ⅲ 新財源確保策(素案)の検討内容〔①主な税目の評価結果〕

# ●新財源確保策の評価内容

717	区分	評 価 内 容
		・ 租税の公平性の評価については、国や地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担することが公平だとする応益性の原則と、社会の構成員の経済力に応じて負担することが公平だとする応能性の原則があります。そのうち、地方税においては、一定の地域において提供される行政サービスに対して住民が税を負担するという応益性の考え方がより求められるとされています。
3	応益性	• 1)の個人町民税は負担分任※の性格をもつ均等割に加え、所得割についても三位一体改革にともなう比例税率化により、応益性が高められていることから「応益性が高い」と評価しました。2) 法人町民税については、特に法人税割は応能性を持ちますが、本町では均等割の割合が高く応益性の要素が高いことから、「ある程度の応益性がある」と評価しました。
3)	心血性	• 3) 固定資産税は、住宅や観光施設ができると道路や上下水道の整備、ごみ処理に加えこれらの資産を守るための消防施設も必要となるなど、資産保有と行政サービスとの受益関係に着目した税であり、「ある程度の応益性が高い」と評価しました。
		<ul><li>4)入湯税は、都市計画税と同様に本町で想定される使途内容を勘案して「応益性が高い」と評価しました。また、法定外税についても他団体の導入事例等から「応益性が高い」と評価しました。</li></ul>
		• 5)都市計画税は、課税対象が固定資産税とほぼ同様の税であり、加えて特定の支出目的のために課税する目的税です。一般的に目的税は、 ただちに応益性が高いと判断されるものではありませんが、本町で想定される使途内容を勘案して、「応益性が高い」と評価しました。
		<ul><li>・本町としては、徴税に係る事務量については、より少なく、効率的な徴収が可能なことが望まれます。</li><li>・1)個人町民税~4)入湯税は、既存の税であり、事務量の増加は基本的に無いと評価しました。</li></ul>
4	徴税事務量	・ただし、町民税については、均等割と所得割(法人税割)の2つの手法があり、超過課税・不均一課税の方法によっては事務量の増加も予想されることから、「ある程度の事務量がある」と評価しました。5)都市計画税及び6)法定外税は、本町にとっては新税のため、事務量の増加が予想されることから、「事務量は多い」と評価しました。
		・ 新たな税負担を導入する場合、本町の特性や課題を踏まえて導入時間を評価した結果は、次のとおりとなります。
		• 1)及び2)の町民税と3)の固定資産税は、単に超過課税を実施する場合、導入時間は短いと考えられます。しかしながら、県の水源環境保全税や横浜市のみどり税のように超過課税を目的税化すると目的や使途など制度の検討が必要となるため「ある程度の導入時間を要する」と評価としました。
(5)	導入時間	・4)入湯税は、現在、宿泊150円・日帰り50円の不均一課税を行っており、税率の見直しを行う場合には、この評価とともに使途の検討が必要 であることから、「ある程度の導入時間を要する」と評価しました。
		• 5)都市計画税は、本町では新税となるとともに課税対象区域(町全域もしくは一部区域)の検討が必要なことを考慮し、「導入時間を要する」と評価しました。6)法定外税は、新たに課税対象等の制度の検討自体が必要であり、さらに総務大臣の事前同意が必要であることから、「導入時間を要する」と評価としました。
		・本町としては、見込まれる財源不足を補うことができる増収規模が必要です。
6	増収規模	<ul> <li>中期財政見通しの財源不足額は約9億円/年と多額の不足が見込まれている中で、3)固定資産税は、本町の町税収入約63億円のうち約7割の44億円(平成25年度決算)を占める基幹税目であり、ある程度の税率改正により一定の増収規模を確保できることから「適性が高い」と</li> <li>評価しました。なお、5)都市計画税についても、課税対象等が異なるものの固定資産税に近い増収規模が見込まれますが、財源不足を補う規模には及ばないことから「ある程度の適性がある」と評価しました。</li> </ul>
		• 1)及び2)の町民税については、制限税率や導入事例からの超過課税適用からは、増収は小規模にとどまらざるを得ないと考えられることから「適性が低い」と評価としました。4)入湯税、6)法定外税(東京都の宿泊税を想定)については、ある程度の増収規模は想定できるものの財源不足を補う規模には及ばないことから「ある程度の適性がある」と評価しました。

# IV 新財源確保策(素案)の検討内容〔②主な税目の試算結果と課題〕

主な税目について増税額を試算するとともに課題を整理した概要は、次のとおりである。なお、税目ごとの詳細な検討結果は、参考資料2のとおり。

税目		試算額(税額ベース)		める。なね、悦日ことの詳神な快刊指来は、参考資料とのとわり。 課 題 等
個人・法人	均等割900円増	10百万円	超過税率の採用	・ 一般町民や中小事業者にも負担があるうえ、増収規模が15百万円である
町民税	均等割9%相当増	5百万円	※ 横浜市のみどり税の税率により試算	ため、導入するメリットは、ほぼないと考えられる
法人町民税	12.1% 資本金出資金・出資金の額が 1億円超5億円以下10.9%、1 億円未満9.7%	11百万円	超過税率の採用 ※ 県内市町村の多くが適用する税率を基に試算	・ 一般町民や中小事業者には負担がないが、 <b>増収規模が11百万円であるため、導入するメリットは、ほぼない</b> と考えられる
	1. 5% 1. 6%	560百万円	超過税率の採用	・ 財源不足を理由とした超過課税であるため、財政上の必要性を適時検証する必要がある
固定資産税	1.7%	840百万円		・ 納税義務者の約7割を占める町外在住者・事業者に対する説明が望まれる
(普通税)	※参考試算 1.68%	760百万円	※ 新財源確保所要額7.5億円を勘案する と、税率は1.68% (+0.28%) となる	・特に約16,000の納税義務者のうち <b>町内外の納税額上位30で増税額の約4</b> <b>割を占める</b> ので、これらの負担が非常に大きい
				・ モデルケース上の負担増額(専用住宅8千円・店舗併用住宅45千円)
	0.1%	254百万円	(区域設定の考え方)	(区域設定における課題)
	0.2%	507百万円	・町全域(非課税地域を除く都市計画	
	0.3%	761百万円	区域全域)に課税する方法	税することが困難
		※ 町全域に課税す る場合の増収額	<ul><li>用途地域外の山林、原野、池沼を除き課税する方法</li></ul>	・ 地番ごとの用途地域内外の確定に時間と費用が必要 (委託の場合、概算で最低1年・10百万円)
都市計画税 (目的税)			<ul><li>用途地域以外の公共下水道全体計画 区域を対象に課税する方法</li></ul>	・ 地番ごとの公共下水道全体計画区域の確定に時間と費用が必要 (委託費は未確認。用途地域以上に時間費用が必要と思われる)
( 口 口 5/56)				(その他の課題)
	※参考試算 0.15%	381百万円	※ 充当先である下水道繰出金の推計は、4 億円前後であるため、税率は0.15%と 見込まれる	・ 賦課徴収に新たな職員が必要である
				・ 財源不足解消のためには、他の手段との併用が前提となる
			7 <u>1</u> 2 34,4 <b>3</b>	・ 当面の使途が下水道のみなので入湯税との関係整理が必要である
				・ 下水道に全額充当する場合、入湯税と使途が重複するため、実質的な財源補てん額は1.8億円に留まる
	日帰り50円UP	78百万円	・ 日帰り、宿泊ともに50円UPした場合	・ 財源不足解消のためには、他の手段との併用が前提となる
入湯税	宿泊50円UP	205百万円	の増収額を算出	・ 入湯税の充当対象歳出は8.5億円であり、税収は7億円であるため、財源
(目的税)	※参考試算 日帰り150円	156百万円	※ 使途の制約から、増税可能額は、日帰りの標準税率適用(50→150円)程度となる	補てん額は1.5億円に留まり、財源不足の解消効果は限定的となる ・ 現状の允当は、塚境衛生58%、消防施設2%、観光関係40%であるか、 8.5億円全額充当すると環境衛生65%、消防施設2%、観光関係33%とな
法定外税	財源不足を補う 税目は見当たら ない	П	<ul><li>・別荘等所有税(熱海市)</li><li>・宿泊税(東京都)</li><li>・遊漁税(富士河口湖町) など</li></ul>	<ul><li>総務省の同意が必要である</li><li>新税導入は、新規需要の場合は、理解を得やすくかつ課税も速やかに行えるが、自然環境の保護などは理解は得やすいものの、課税対象が特定しにくく、徴収コストに見合う増収が見込めず、費用対効果の面から難しいものがあると考えられる。</li></ul>